琉球大学学術リポジトリ

劉（独孤）氏研究

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2010-01-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 長部, 悦弘, Osabe, Yoshihiro
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/14549

劉（独孤）氏研究

長部悦弘

序
第一章　劉（独孤）氏の学問習得
第二章　劉（独孤）氏と軍事
第三章　劉（独孤）氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況
結語

序

北魏以来、北朝諸国家が機構内に抱え込んだ官僚の資質面で当面した問題は、軍事の専門家たる武人が官僚として適応しい行政能力・倫理意識に欠けていたことであろう。(1) 北朝諸国家にとり、南朝諸国家との対立、華北での東西分裂といた軍事的緊張が続く情勢下においては、軍事的勝利が最優先課題となり、かかる問題は二次的なものとしてとらえられた。だが五七七年（建徳6）に北斉を併呑して華北を束ねた北周を承けて成立した隋朝が、五八九年（開皇9）に陳朝を滅ぼして国内を統一し軍事的緊張から解放されると、従来の軍事を最優先する方針から民政を最重視する方針へ転換する必要があったと思われる。それに伴い、国家は軍事にのみ強く行政能力が弱い武人

よりもむしろ行政手腕に長けた人材を欲したものと考えられる。一方、武人の家にとっても、かかる方針転換は軍事に依って立つ、従来の態度を改めることを余儀なくされたと推察される。軍事的能力でなく、行政能力により立つ家と化すか否か、そこに旧来の武人の家の浮沈がかかっていたとみられる。

北朝諸国家における武人官僚問題は、一面民族問題でもあった。北魏・東魏・北斉において武人は胡族（鮮卑族）出身が最も多くを占め、西魏・北周においては、東魏・北斉に比べて少なく漢族も含むとはいえ、軍事の中心的存在であったからである。胡族（鮮卑族）武人が官僚としての倫理意識・行政能力を欠いていたのは、そもそも漢族士大夫の具有していた学問を知らなかったからであると考えられる。その学問を漢族文化の精華と考えるならば、武人官僚問題は漢族文化の受容、漢化問題とも言えよう。胡族（鮮卑族）が本格的に漢族文化を受容しはじめた時期は、北魏孝文帝が四九三年（太和17）に洛陽に遷都したのを皮切りに、胡語・胡服の禁止、姓族詳定などの一連の漢化政策を断行した五世紀末である。政策として明文化されてはいないけれども、胡族（鮮卑族）が漢族文化の精華たる学問を積極的に吸収しはじめたのも、この頃かと予想された。それ故、私は漢化政策の採られた北魏代から国内統一を果たしたが短命に終わった隋朝を継いで七五五年（天宝14）に安史の乱が勃発するまで一〇〇年以上に亘り国内に平和を確立維持した唐代まで、元氏及び陸氏の学問の習得状況、その結果をみるために学問習得が任官の前提となっていたと考えられる秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況を検討し、更に軍事への干与及びその放棄について考察した。(2) 今その結論を要約すると、元氏は五世紀末北魏孝文帝代より本格的に学問を習いはじめ、以後唐代まで学び続けるが、これと平行して北魏代、東西両魏代、北斉・北周代、隋代、唐代に秘書省官・中書省官・尚書省郎官への就任者を出した。軍事への干与については、元氏は学問を受容する前から軍事に深く関わってきたが、それ以後北魏代においても、他の後続王朝においても関わり続け、唐代に至って軍事に関わる

のをやめており、唐代において専ら学問を家業の基軸に据えた文人士大夫の家と化したと言えよう。陸氏は五世紀末に漢化政策が推進される以前から学問を受容しはじめ、漢化政策の断行以後東西両魏、北斉・北周の東西対立時代にかけて秘書省官・中書省官・尚書省郎官への就任者を出した。軍事との関わりについては、従来軍事を専業としていた陸氏は、北魏代学問を受容した後も関わり続け、北魏分裂後の東西対立時代にもそれが認められるが、身を寄せていた東魏・北斉においては軍事方面で腕を振うものはほとんどなく、修得した学問を生かして中書省官・尚書省郎官を輩出し、軍事よりむしろ学問に重きを置いた家に転化したとみられよう。

私がこれまで胡族（鮮卑族）の漢化問題を考察するために取り上げた家は、元・陸二氏であり、これは五世紀末の漢化政策が推進された中心に位置していた胡族（鮮卑族）の一部にしかすぎない。そこで次に北魏代に漢化政策の中心にいた元氏と八姓（穆・陸・賀・劉〔独孤〕・楼・于・嵇・尉）の中、既に検討した元・陸二氏、まだ検討していないが伝承史料が不十分な穆・賀・楼・嵇・尉五氏(3)を除いた劉（独孤）氏と于氏の中、劉（独孤）氏を元・陸二氏と同一の観点から考察することとする。

尚、劉（独孤）氏の表記方法についてであるが、独孤氏は四九六年（太和20）の詔勅で劉氏に改姓したが、（『資治通鑑』一四〇斉紀六明帝建武三年〔四九六〕の條）、『北斉書』・『周書』・『隋書』・『旧唐書』・『新唐書』においては依然として独孤氏と称せられている例と新姓劉氏に従っている例があり、史料に劉氏と記載がある場合には独孤氏の系譜をひくことを示すため劉（独孤）氏と記し、独孤氏とのみ記されている場合には独孤氏と表示することとする。但し、劉（独孤）氏と表記する場合には、時には劉（独孤）氏と独孤氏の両方を抱括して意味することもある。例えば表題・章題は必ずかかる意味で用い、文中では抱括的意味か劉氏を指すのかは、前後の文脈よりわかるようにするつもりである。

先ずは、劉（独孤）氏の学問の習得状況をみてみよう。

第一章　劉（独孤）氏の学問習得

劉（独孤）氏は左に掲げた系図をみれば明らかなように、(1)劉（独孤）敦、(2)劉（独孤）路孤、(3)独孤伏留屯・有居斤の大きな系統が確認される。この三大系統の中、(1)劉（独孤）敦系統は劉（独孤）尼が「代人なり。本姓は独孤氏なり。」とあり（『魏書』三〇本伝）、独孤氏の一族に違いないが、他の二系統との具体的な関係は全く不明である。(2)劉（独孤）路孤と(3)独孤伏留屯・有居斤の両系統は、前者が「後魏孝文の洛陽に徙るに従い、河南人と為る。」とあり（『新唐書』七五下宰相世系表五下、以下『新唐書』は『新』と略称）、後者は独孤俟尼の代に「和平中（四六〇～四六五）、良家の子を以て雲中自り武川に鎮し、因りて焉に家す。」とあり（『周書』一六独孤信伝）、居住地が四九三年（太和17）に洛陽に遷都した後は、洛陽と武川鎮とに分れ、両者の具体的な関係は不明であった。(3)独孤伏留屯・有居斤系統は、独孤俟尼が武川鎮に移住してから、孫の独孤信まで三代に亘り武川鎮に定住したが、独孤信の代に北魏末期六鎮の乱を避けて中山郡に移りその後荆州・関中・洛陽を転々として巡った。五三四年（永熙3）には信任を受けていた北魏孝武帝が不仲となった高歡の軍を避けて宇文泰の被護を求めて洛陽から長安に西奔した折り、独孤信は父母妻子を棄てて単騎でこれに随った。孝武帝の西走が契機となって、北魏が東西に分裂・対立した後、東に残された長子独孤羅は高氏に囚えられ、五五七年（天保8、孝閔元）に父独孤信が趙貴とともに、宇文泰没後摂政として政権を掌握していた宇文護の誅殺を図り露顕して誅戮されると釈放された。釈放後、独孤羅は「中山に寓居し、孤貧にして以て自ら給する無し。斉将独孤永業は宗族を以ての故に見て之を哀み、為に田宅を買い遺るに資畜を以てす。」とある如く（『隋書』七九本伝）、(2)独孤路孤系統に属する独孤永業の援助を受けた。

独孤永業はもともと中山人で劉氏の出身であったが、母の再婚先である独孤氏に伴なわれそこで養なわれたもので（『北斉書』四一本伝）、五三四年（天平元）に東魏が鄴に遷都するまでは少なくとも洛陽に居住していたと思われる。独孤信が中山郡や洛陽に足跡を残している点から、恐らく独孤永業はそのいずれかの地で独孤信と接していたのかもしれない。独孤永業は独孤信が西魏に加担している時でも東魏において処罰を受けていない点からみて独孤信と近い親戚関係とは言えないかもしれないが、独孤羅に対して宗族であるという理由で助けの手を伸べており、(2)独孤路孤系統と(3)独孤伏留屯・有居斤系統の同族意識は弱くなく、交流があった可能性がある。次に劉（独孤）氏の学問習得状況を、以上の三系統に分けて確認してみよう。

(1) 劉（独孤）敦系統

この系統では劉（独孤）尼〔A3〕（?～四七四）・劉（独孤）社生〔A4〕（?～五一六）父子が『魏書』三〇、劉（独孤）尼〔A3〕[4]はそれに加えて『北史』二八に立伝されているが、ともに学問を習った形跡がみられない。

(2) 劉（独孤）路孤系統

この系統は劉氏と呼ばれた(a)劉（独孤）殊暉系統、(b)劉（独孤）環雋・仕雋兄弟系統、独孤氏を称していた(c)独孤万齢系統に細別できる。尚、劉（独孤）殊暉と劉（独孤）環雋・仕雋兄弟との関係は不明だが、劉（独孤）殊暉と独孤万齢はともに劉（独孤）羅辰の子で兄弟である。以下、この三系統を個別にみてみよう。

(a) 劉（独孤）殊暉系統

劉（独孤）殊暉〔B3〕[5]の後裔で学問を学んだことが明らかなのが、唯一劉（独孤）殊暉〔B3〕の曽孫劉（独

孤）仁之〔B6〕（?五四四）であり、北魏代「少くして操尚有り。粗ぼ書史を渉る。」とあり（『北史』二〇本伝）、更に「文史を愛好し、人流を敬重す。」とある（同上）。

(b)劉（独孤）環儁・仕儁系統

この系統は前述した如く劉（独孤）殊暉系統との関係が不明であり、劉（独孤）政会〔B9〕（?～六三五）以前に立伝されたものはない。劉（独孤）政会〔B9〕の二世代前の劉（独孤）環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟、父の劉（独孤）坦〔B8〕は『新』七一上宰相世系表一上に名前と就いた官が載っているにすぎず(6)、立伝されていないので詳しい事蹟はわからない。劉（独孤）政会〔B9〕は学問を学んだ様子が明示されていないが、隋代大業年間（六〇五～六一七）に鷹揚府司馬として当時の太原留守、のちの唐の高祖李淵の麾下に属し、李淵が兵を挙げる折り、次子李世民の命を受けて急変の書を認めて李淵に従わない副留守王威と高君雅が謀反を起こそうとしたと告発したことから（『旧唐書』五八・『新』九〇各本伝、以下、『旧』は『旧唐書』の略称。）学問を学んでいたと考えられる。劉（独孤）政会〔B9〕以後では、玄孫の劉（独孤）裘〔B13〕が「開元中（七一三～七四一）、功臣の後を以て進士の第を賜わり、済州東阿県令と為る。」とあるが、（『邵氏聞見録』一六）、功臣の子であるのが理由で進士に及第した点から、これは彼が学問を習ったことを必ずしも立証しない。劉（独孤）裘〔B13〕の子劉（独孤）藻〔B14〕は学問を修めたことを記す記述はみえないが、彼の弟劉（独孤）全成〔B14〕、劉（独孤）方平〔B14〕(7)は「皆文有り。」とあり（同上）、劉（独孤）藻〔B14〕の子劉（独孤）符〔B15〕は八二六年（宝暦2）に進士に及第しており（同上）、学問を修めていたことがわかる。更に劉（独孤）符〔B15〕の8人の子劉（独孤）珪〔B16〕・瓊〔B16〕・玕〔B16〕・崇彝（夷）〔B16〕・崇亀〔B16〕・崇望（八三八～八九九）〔B16〕・崇眷〔B16〕は全員進士に登第した（『旧五代史』六八劉岳伝）。この8人中合格年が明らかなものを列挙すると、劉

（独孤）崇亀〔B16〕が八六五年（咸通6）、劉（独孤）崇望〔B16〕が八七四年（咸通15）、劉（独孤）崇魯〔B16〕が八八〇年（広明元）、劉（独孤）崇謨〔B16〕が八八三年（中和3）に各々及第しており（『旧』一七九各本伝）、いずれも唐末九世紀末に集中している。言うまでもなく、以上挙げた劉（独孤）珪〔B16〕兄弟もすべて学問を修得していたことは明白であろう。更に劉（独孤）珪〔B16〕の子劉（独孤）岳〔B17〕は「文を為すこと敏速にして、尤も談諧を善くす。（略）（劉）岳は文学の外、典礼に通ず。」とある如く（『旧五代史』六八本伝）、文学・礼学に通暁し、唐が滅亡する僅か3年前、九〇四年（天復4）には進士に及第し（『新五代史』五五本伝）、後唐天成年間（九二六～九三〇）には明宗の詔を奉じて『新書儀』を撰した（『旧五代史』六八・『新五代史』五五各本伝）。劉（独孤）岳〔B17〕の子劉（独孤）温叟〔B18〕（九〇九～九七一）は五代から宋初にかけて活躍するが、「性は重厚方正にして、動もすれば礼法に遵う。（略）（劉〔独孤〕）温叟は七歳にして能く文を属り、楷隷を善くす。」とあり（『宋史』二六二本伝）、劉（独孤）温叟〔B18〕の子劉（独孤）炳〔B19〕・燁〔B19〕兄弟は宋代において及第し（同上）、劉（独孤）燁〔B19〕の子劉（独孤）几〔B20〕は「生まれながらにして豪儁なり。長じて節を折りて書を読み、進士に第す。」とあり（『宋史』二六二本伝）、いずれも学問を修得していた。以上を要するに、唐末の劉（独孤）符〔B15〕以前、劉（独孤）環儁・仕儁系統で学問を学んでいたことが直接確認し得たのは、劉（独孤）政会〔B9〕・劉（独孤）全成〔B13〕・劉（独孤）方平〔B13〕の世代の離れた3人だけであるが、劉（独孤）符〔B15〕以後は、宋代の劉（独孤）几〔B20〕まで六世代に亘って代々学問を修めた。

(c)独孤万齢系統

この系統において最初に学問を学んだと考えられるのが独孤万齢〔B3〕の子独孤稽〔B4〕であり、「善く左右に射、学は金匱の奥を極む。」とある（『毘陵集』一〇「独孤通理霊表」）。独孤稽〔B4〕の子独孤帰〔B5〕に

ついては学問を学んだことは確認できないが、独孤帰〔B5〕の子独孤冀〔B6〕は「博学を以て、東宮に侍講す。」とある（同上）。独孤冀〔B6〕の子独孤永業〔B7〕（？～五八〇）は前述した如く中山郡の劉氏の生まれであったが、母の再婚先である独孤氏で養育され、独孤氏の姓に従った。独孤永業〔B7〕は「書計を解くし、歌舞を善くす。」とあり（『北斉書』四一本伝）、独孤永業〔B7〕の子独孤子佳〔B8〕も「文を経とし、武を緯とす。」とある（『唐長安城郊隋唐墓』[8]「独孤思敬墓誌銘并序」）。独孤子佳〔B8〕の子独孤叔徳〔B9〕、孫の独孤文恵〔B10〕は学問を学んだか否かは不明だが、曽孫で独孤元康〔B10〕の子独孤思貞〔B11〕（六四二～六九七）は唐人であるが、「八歳にして詩礼を受く。十五にして擊剣を学ぶ。廿にして博く群籍を綜ぶ」とあり（『唐長安城郊隋唐墓』「独孤思貞墓誌銘」）、独孤思貞〔B11〕の従兄弟独孤思諫〔B11〕の子独孤通理〔B12〕（六八七～七四三）は「太極元年（七一二）、詔して文の以て邦国を経るべき者を挙げしむ。宣労使源乾曜は公を以て賦に充つ。時に策に対うる者、数百人なり。公と滎陽の鄭少微は特に科首を冠し、起家して同州部陽県尉を拝す。」とある如く（『毘陵集』一〇「独孤通理霊表」）、七一二年（太極元）に制挙（文可以経邦科）に漢人名族滎陽郡の鄭少微とともに首位で及第した。[9] 独孤通理〔B12〕の子独孤愔〔13〕（七二一～七四二）は「沈毅果断なり。聡敏にして学問を好む。弱歳にして『左氏春秋』を専らにす。画に工にして、尤も音律を善くす。図書の奥を探求せざるは莫し。」とあり（同書一〇「独孤愔墓誌」）、弟の独孤及〔B13〕（七二五～七七七）は七五四年（天宝13）には制挙（洞暁玄経科）に及第し（『新』一六二本伝）、別集『毘陵集』二〇巻を遺したが、彼が幼少期に学問に努めた姿として、「常州（＝独孤及）、元和を稟けて以て生まる。幼くして成人の量有り。秘監府君（＝独孤通理）、親しく授くるに『孝経』を以てす。常州、一たび覧て誦を成す。秘監問う、『汝、何れの句を志すや』と。対えて曰く、『身を立てて道を行ない、名を後世に揭ぐ。是れを志す。』と。是れ自り徧く五経を覧、其の大義を観、章句の学を為

さず。」とあり（『唐文粹』五八崔祐甫「独孤及神道碑銘并序」）、成人してからは「天宝の末に李華・蕭穎士等と名を斉しくし、善く文を為す。著わす所の『仙掌銘』は、大いに時流の賞する所と為る。」とある如く（『旧』一六八本伝）、漢人名族の趙郡の李華らと等しく文章の上で名声を贏ち得た。独孤及〔B13〕の弟独孤丕〔B13〕（七三八～七六〇）は「少くして聡明にして志操有り。学を好み、古に博し。年十五にして、能く文を属る。典謨を祖述し、実にして華ならず。古人の風彩有り。」とあり（『毘陵集』一〇「独孤丕墓誌」）、独孤丕〔B13〕の弟独孤万〔B13〕（七三二～七六〇）[10]は「性は静を専らにし、内は敏なり。幹局有りて、才芸多し。学を嗜み古を好み、老聃・荘周の書を誦え、其の大略を究む。」とあり（同書一〇「独孤万墓誌」）、独孤万〔B13〕の弟独孤正〔B13〕（七三一～七七六）[11]は「嘗て謂う、『学は義の府なり。文は質の薄なり。故に心を典墳に娯しましめ、詞芸を簡棄す。』と。」とあり（『文苑英華』九六〇梁肅「独孤正墓誌銘」）、独孤通理〔B12〕の子独孤愔〔B13〕兄弟が学問を修め、科挙登第者も出したのが認められる。更に世代が下って、独孤及〔B13〕の子独孤朗〔B14〕は、「公生まれて数歳にして、憲公（＝独孤及）歿す。弟の（独孤）郁と皆伯父母の養う所なり。稍長じて書を読むを好み、師を煩わさず。年二十一にして弟（独孤）郁と同に来たりて進士に挙げられる。其の二年、既に之を得たり。会々有司賦題を出し、徳宗悦ばず。宰相喩して人数を減らしむ。故に公は十餘人と皆黜せらる。」とあり（『李文公集』一四「独孤朗墓誌」）、独孤朗〔B14〕の弟独孤郁〔B14〕（補注1）は七九八年（貞元14）に進士に及第し、八〇六年（元和元）に制挙（才識兼茂・明於体用科）に登第し、「文学に父（独孤及）の風有り。」と評せられた（『旧』一六八本伝）。独孤郁〔B14〕の子独孤庠〔B15〕も年代は不明だが、進士に合格した（『旧』一六八・『新』一六二各本伝）。以上、唐代前期の独孤通理〔B12〕から後期の独孤庠〔B15〕まで親子四代に亘って学問を修めていたことが明らかとなった。

独孤通理〔B12〕の直系以外にも、独孤通理〔B12〕の兄弟の後裔に、学問を修めたものが散見する。例えば、

独孤通理〔B12〕の兄独孤含章〔B12〕の曽孫独孤申叔〔B15〕（七七六～八〇二）は、「書を読みて孔子の道を推し、必ず諸を其の中に求む。其の文を為すこと深くして厚し。尤も古雅を慕い、賦頌を善くす。其の要は、咸道に帰す。」とあり（『註釈音辯唐柳先生集』十一「独孤申叔墓碣」）、七九七年（貞元13）に進士に及第し（同上）、七九九年（同15）に制挙（博学鴻詞科）に合格した（同上）。

独孤通理〔B12〕の弟独孤道済〔B12〕の直系では、独孤愐〔B13〕の二子独孤寔〔B14〕・密〔B14〕兄弟が、「（邠寧節度使楊朝晟は）今又能く旁く文雅を貴び、符を以て文士の秀でたる者を召す。河南の独孤密を署して記室と為し、文翰を職らしむ。翕然として士を得るの称を、談者の口より致す。蓋し朝廷の勇爵を以て将帥を論ずるは、豈に濫なるや。独孤生（＝独孤密）は、仲兄の（独孤）寔と連りに進士に挙げらる。時を並べて漢中・新平の二連師府において、管記たり（韓注『独孤寔は、山南西道節度（使）厳震の掌書記為り。新平は、即ち邠州なり。』）。倶に筆硯を以て、旧徳を承荷す。位は未だ達せずして、栄は貴仕の如し。其れ難きかな。」とある如く（『注釈音辯唐柳先生集』二二「送邠寧独孤書記赴辟命序」）、兄の独孤寔〔B14〕は厳震が山南西道節度使であった七八〇年（建中元）から七九九年（貞元15）までの間に掌書記となり、弟の独孤密〔B14〕は楊朝晟が邠寧節度使の職を占めていた七九六年（貞元12）から八〇一年（同17）までの間に記室＝掌書記を勤めて各々文筆を振う一方、二人とも進士に推挙され、兄独孤寔〔B14〕は七九一年（貞元7）に進士に及第した（同上）。更に独孤密〔B14〕の子独孤雲〔B15〕も八三七年（開成2）に進士に登った（『李義山詩集』六「妓席暗記送同年独孤雲之武昌」）。

以上検討してきた(c)独孤万齢系統における学問の習得状況を整理すると、北魏代から隋代にかけては独孤稽〔B4〕・独孤冀〔B6〕・独孤永業〔B7〕・独孤子佳〔B8〕が、学問を学んでいた。唐代に入ってからは、前期に独孤思貞〔B11〕・独孤通理〔B12〕が学問を修め、前期から後期にかけて特に独孤通理〔B12〕直系の子孫に独

孤愔〔B13〕兄弟・独孤朗〔B14〕兄弟・独孤庠〔B15〕など学問を習っていたものが集中的にみられ、科挙合格者を複数世に送った。この他、唐代後期には、独孤通理〔B12〕の兄独孤含章〔B12〕の直系で、独孤申叔〔B15〕が科挙に合格したり、独孤通理〔B12〕の弟独孤道済〔B12〕の直系で独孤寔〔B14〕・密〔B14〕兄弟、独孤雲〔B15〕が学問を修めたり科挙に登第するものを出したりした。要するに、(c)独孤万齢系統は、北斉代から唐代前期にかけて学問を学んでいたものがみられるが、唐代後期により恒常的に広がって学問を修めたと言えよう。

(3) 独孤伏留屯・有居斤系統

この系統は、独孤有居斤〔C0〕[12]の曽孫独孤信〔C3〕(五〇三～五五七)の3人の娘が北周明帝・隋文帝・唐高祖李淵の父李昞に嫁ぎ、各々敬后・文献皇后・元貞皇后と呼ばれた(『周書』一六独孤信伝)。このように北周・隋・唐の各宗室と姻戚関係を結び、連続する三王朝の中枢に深く関わったにもかかわらず、この系統は唐代における史料が少なく、北魏代の独孤有居斤〔C0〕から隋代の独孤開遠〔C6〕・唐初まで生きた独孤懐恩〔C5〕(五八五～六二〇)までしか続けて辿ることができない。この系統では、独孤信〔C3〕が学問を学んだことは、明文がなく直接確認できないが、西魏代五四〇年(大統6)に秦州刺史に任命され、「是より先、守宰は闇弱にして、政令は方に乖る。民に冤訟有るも、歴年断決する能わず。(独孤)信の州に在るに及んで、事壅滞無し。示すに礼教を以てし、勧むるに耕桑を以てす。数年の中、公私富実たり。流民の附かんと願う者数万家なり。太祖(宇文泰)、其の信の遐邇に著わるるを以ての故に、名を賜いて『信』と為す。」とある如く(『周書』十六本伝)、司法上の懸案を処理するのに必要な法知識を備え、礼教を示すのに必要な学問を知っていた可能性がある。更に下の世代では、学問を修めたことが確認できるのは、唯一独孤懐恩〔C5〕のみで、「長ずるに逮んで、稍記書を学ぶ。」とある(『新』二〇六本伝)。

以上、(1)劉（独孤）敦系統、(2)劉（独孤）路孤系統（(a)劉〔独孤〕殊暉系統・(b)劉〔独孤〕環儁・仕儁兄弟系統・(c)独孤万齢系統）、(3)独孤伏留屯・有居厂系統における学問の習得状況を北魏代から唐代にかけて検討したが、関連史料の残存状況から(1)劉（独孤）敦系統は北魏代、(3)独孤伏留屯・有居厂系統は唐初までしか辿ることができず、その展開を十分に確認できなかった。(2)劉（独孤）路孤系統は、その中の(a)劉（独孤）殊暉系統は北魏代までしか辿ることができないが、(b)劉〔独孤〕環儁・仕儁兄弟系統と(c)独孤万齢系統は各々隋代と唐代、北魏代から唐代まで学問を学んでおり、特に唐代後期において学問を修めたものがそれ以前に比べて多く確認できる。

第二章　劉（独孤）氏と軍事

本章では、劉（独孤）氏の軍事への関与を軍事的能力、実戦への参加・軍功・武官への任官状況を通して、第一章で分けた系統別に従って検討することとする。

(1)　劉（独孤）敦系統

この系統では、劉（独孤）敦〔A0〕が北魏道武帝代に功績を挙げて方面大人となったが（『魏書』三〇劉尼伝・『北史』二八同伝）、軍功なのか、それとも違う勲功なのかはわからない。劉（独孤）敦〔A0〕の孫劉（独孤）婁〔A2〕は冠軍将軍に就き（同上）、劉（独孤）婁〔A2〕の子劉（独孤）尼〔A3〕は「少くして壮健たり。勇果にして射を善くす。」とあり（『魏書』三〇本伝）、弓の腕前を認めた北魏太武帝により羽林中郎を授けられ（『魏書』三〇・『北史』二八各本伝）、劉（独孤）尼〔A3〕の子劉（独孤）社生〔A4〕は北魏宣武帝代に寧朔将軍・歩兵校尉に任命された（『魏書』三〇本伝）。(1)劉（独孤）敦系統は、劉（独孤）敦〔A0〕は明文がなく直

接確認はできないが、劉（独孤）婁〔A2〕・尼〔A3〕・社生〔A4〕の三代に亙り武官に任官しており、軍事に干与していたとみなせる。

(2) 劉（独孤）路孤系統

この系統は、第一章と同様に(a)劉（独孤）殊暉系統、(b)劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統、(c)独孤万齢系統に三分して検討してみよう。

(a) 劉（独孤）殊暉系統

この系統は、北魏代または東西両魏・北斉・北周の東西対立時代に生きたと思われる劉（独孤）桃湯〔B7〕までしか辿れないが、それまでみてみよう。

劉（独孤）殊暉〔B3〕は、父の劉（独孤）羅辰〔B2〕が北魏道武帝代に中原を征服した折りに挙げた軍功により征東将軍・定州刺史に任命されたのが認められるが（『魏書』八三上劉羅辰伝・『北史』二〇同伝）、本人と軍事との関わりは確認できない。以下、劉（独孤）殊暉〔B3〕の子孫をみると、孫の劉（独孤）求引〔A4〕と曽孫の劉（独孤）仁之〔A5〕が各々衛将軍に就き（『魏書』八三上各本伝）、同じく曽孫の劉（独孤）嵩〔A5〕が北魏宣武帝代と目される時代に龍門都将を授けられており（『北史』二〇本伝）、北魏代において軍事に関わっていたのが認められる。

(b) 劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統

この系統は、北斉代の劉（独孤）環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟と五世祖劉（独孤）羅辰〔B2〕との間の四

世代については、史料がなくわからない。したがって、北斉代の劉（独孤）環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟以降の状況しか窺えない。以下、この系統をみると、劉（独孤）仕儁〔B7〕の孫劉（独孤）政会〔B9〕が前述した如く、隋代大業年間に太原の鷹揚府司馬に就いており（『旧』五八・『新』九〇各本伝）、劉（独孤）仕儁〔B7〕の玄孫劉（独孤）循〔B11〕が唐代に金吾将軍に就いたのが（『新』七一上宰相世系表一上）見受けられる程度で、あとはすべて文官に就いたものばかりである。劉（独孤）循〔B11〕は生存年代が隋・唐初に生きた劉（独孤）政会〔B9〕より二世代下である点を考えると、恐らく唐前期の人物であり、したがって彼が金吾将軍に就いたのは唐前期ということになる。それ故、b劉（独孤）環儁・仕儁系統は軍事に関わるのは唐前期で終わり、後期には全く干与しなくなったと言えよう。

(c) 独孤万齢系統

この系統では独孤万齢〔B3〕の子独孤稽〔B4〕が「善く左右に射、学は金匱の奥を極む。」とあり（『毘陵集』一〇「独孤通理霊表」 前出）、独孤稽〔B4〕の曽孫独孤永業〔B7〕が「文武を兼ね備えるを以て、斉王を佐けて洛に入り鄴に定む。」とあり（『毘陵集』一〇「独孤稽霊表」）、「弓馬に便る」とあり（『北斉書』四一本伝）、北斉・北周の角逐では北斉側に立ち五六四年（河清3）に周軍が洛州に攻め寄せてきたのを攻防三〇日間、援軍が来るまで持ちこたえ（同上）、戦陣において力を振った。独孤永業〔B7〕の子独孤子佳〔B8〕は「文を経とし、武を緯とす。」とあり（『唐長安城郊隋唐墓』「独孤思敬墓誌」 前出）、直閣将軍なる武官職に就いた（同上）。下って唐代において、独孤子佳〔B8〕の子独孤義恭〔B9〕は右衛郎将・左衛中郎将・佐監門率を歴任し（『金石萃編』六九「独孤仁政碑」）、独孤子佳〔B8〕の曽孫で独孤義恭〔B9〕の孫独孤仁政〔B11〕（六三二～七〇八）は左勲衛左金吾引駕より起家した（同上）。更に同世代の独孤子佳〔B8〕の曽孫独孤峻〔B11〕は左金

吾大将軍（『新』七五下宰相世系表五下）、同じく独孤思荘〔B11〕は右金吾大将軍（同上）、同じく独孤思貞〔B11〕は左監門兵曹（『唐長安城郊隋唐墓』「独孤思貞墓誌」）、独孤子佳〔B8〕の玄孫独孤含章〔B12〕は左金吾兵曹参軍（『新』七五下宰相世系表五下）、独孤子佳〔B8〕の五世孫独孤巨〔B13〕は右驍衛兵曹参軍（同上）、に各々就いた。こうしてみると（C）独孤万齢系統は唐代において少なからず武官に就き終始軍事に関わっていたようにみえるが、（C）独孤万齢系統で武官に就いた最も晩い世代の独孤巨〔B13〕は『新』七五下宰相世系五下によると、独孤通理〔B12〕（六八七～七四三）の子であり、独孤及〔B13〕（七二五～七七七）の兄であり、本人の生卒年は直接知る手だてはないが、生年は父独孤通理〔B12〕と弟独孤及〔B13〕の生年から考えるに、七二五年（開元13）以前、恐らく七〇〇年（聖歴3・久視元）以後であろう。いずれにせよ、唐前期の生まれであることに、間違いはない。独孤巨〔B13〕が就いた右驍衛兵曹参軍は官品が正九品上で極めて低い点から、彼の起家官かそれに近い官と思われる。とすると、これは独孤巨〔B13〕が任官した時期は確定できないが、彼が非常に若い時期に就いた官であろう。弟の独孤及は、七五四年（天宝13）に制挙に登り華陰尉に解褐しているが、これよりも前に、つまり唐前期に独孤巨〔B13〕は右驍衛兵曹参軍に就いたのではあるまいか。以上の推定が正しいとすると、唐代に武官に任ぜられた（C）独孤万齢系統の独孤義恭〔B9〕・独孤仁政〔B11〕・独孤峻〔B11〕・独孤思荘〔B11〕・独孤思貞〔B11〕・独孤含章〔B12〕はみな独孤巨〔B13〕より上の世代であるから、その任官時期は唐前期と考え得る。逆に言うと、（C）独孤万齢系統は唐後期には武官に就くものがなくなり、軍事に干与しなくなったとみられる。

(3) 独孤伏留屯・有居厅系統

独孤伏留屯・有居厅系統は、独孤伏留屯が北魏の部落大人の地位を占め（『周書』一六独孤信伝）、独孤俟尼〔C1〕が北魏代和平年間（四六〇～四六五）に雲中郡から武川鎮に移った後、独孤俟尼〔C1〕の子独孤庫者〔C2〕は領民酋長[03]となり（同上）、いずれも部落内の兵士を統率した。武川鎮に移った独孤俟尼〔C1〕も史料において直接言及はされていないが、鎮が軍事組織である以上、鎮において軍事に関わったとみてよかろう。独孤庫者〔C2〕の子独孤信〔C3〕は「騎射を善くす。」とあり（同上）、北魏末期に六鎮の乱平定に寄与した爾朱氏の別将・驍騎将軍・安南将軍に任ぜられ、五三〇年（建明元）には荆州新野鎮将に就き、その後武衛将軍に任命され、西魏においては車騎大将軍・儀同三司・驃騎大将軍・領軍を経験した後、五四八年（大統14）には柱国大将軍に昇るなど、数多くの武官を経た（同上）。独孤信〔C3〕は実戦面においても、五三七年（大統3）には西魏の宇文泰に従って弘農郡を回復し沙苑の東魏軍を破り元季海とともに洛陽に入り、翌五三八年（大統4）には洛陽は結局東魏の手に帰すが、その間東魏側の侯景が包囲する中を、洛陽城内の金墉城に拠って一〇数日間防禦するなど（同上）、東西両魏の争霸戦でその武弁振りを発揮したのであった。

独孤信〔C3〕の子独孤羅〔C4〕は隋文帝代五八一年（開皇元）に左領左右将軍に就き、尋いで左衛将軍を経、仁壽年間（六〇一～六〇四）には左武衛将軍に任官した（『隋書』七九本伝）。独孤羅〔C4〕の弟独孤善〔C4〕は「騎射を善くす。」とあり（『周書一六本伝）、西魏においては五五二年（廃帝元）に驃騎大将軍・開府儀同三司に任命され、北周では五七七年（建徳6）に武帝の北斉制覇に参加した功績により上開府を授けられた（『周書』一六本伝）。独孤善〔C4〕の弟独孤寛〔C4〕は、隋文帝代五八一年（開皇元）に上開府・右領左右将軍に就き（『隋書七九本伝）、独孤善〔C4〕の子独孤寛〔C5〕は隋代に左候衛将軍に叙せられた（『隋書』七九独孤纂伝）。

(3)独孤伏留屯・有居斤系統は、唐代の独孤開遠〔C6〕を最後に史料が欠けているため、これ以後辿ることはできないが、独孤開遠〔C6〕の代までみる限りでは、北魏代に部落大人であった独孤伏留屯以来、軍事に依って立つ伝統を継承し、隋代までそれが残っていたものと思われる。

ここで(1)劉（独孤）敦系統、(2)独孤路孤系統、(3)独孤伏留屯・有居斤系統の軍事への関わりと学問の習得状況をあわせて比較すると、(1)劉（独孤）敦系統は北魏代の劉（独孤）社生〔A4〕までしか辿れず人数が少ないが、学問を学んだものがみられず五世代中三代に亘り武官に就き軍事に関与しており、(3)独孤伏留屯・有居斤系統は北魏代・東西両魏・北斉・北周・隋代において、その可能性を持った独孤信〔C3〕以外、学問を学ぶものが認められず唐代に入って独孤懐恩〔C5〕一人が学問を学んだことがみられるのみで、むしろ軍事に深く関わっており、少なくとも北魏代の(1)劉（独孤）敦系統と北魏代から隋代までの(3)独孤伏留屯・有居斤系統は軍事を最優先し、学問を下位におく気風があったものと思う。一方、(2)独孤路孤系統は（a）劉（独孤）殊暉系統の如く北斉・北周代に生存したと思われる劉（独孤）桃湯〔B7〕までしか辿れない系統があるが、（b）劉（独孤）環雋・仕雋系統は宋代まで、（c）独孤万齢系統は唐代末期まで各々跡付けることができ、(1)劉（独孤）敦系統と(3)独孤伏留屯・有居斤系統より数百年長く学問の習得状況及び軍事との関わりを観察することができる。ここで(1)劉（独孤）敦系統と(3)独孤伏留屯・有居斤系統についてみた北魏代から唐初までに限って、(2)独孤路孤系統を観察すると、（b）劉（独孤）環雋・仕雋兄弟系統の隋・唐初の劉（独孤）政会〔B9〕、（C）独孤万齢系統の北魏代の独孤稽〔B4〕、北斉代の独孤永業〔B7〕と独孤子佳〔B8〕、唐初の独孤思貞〔B11〕の如く、武官に就いたり軍事行動に参加する一方、学問を学んだ文武両道に通じた人がみられ、（2）独孤路孤系統が北魏から唐初にかけて、同時期の(1)劉（独孤）敦系統と(3)独孤伏留屯・有居斤系統に比べて学問に対して熱心な態度を取っていたと思われる。

かかる相違が生じた原因は、四九三年（太和17）に北魏が洛陽へ遷都してから、長く洛陽に定住したか否か、という点にあると考えられる。(1)劉（独孤）敦系統は劉（独孤）尼〔A6〕（?～四七四）が「代人」と明記されており洛陽遷都の二〇年前に死去している（『魏書』三〇本伝）。劉（独孤）尼〔A6〕の子劉（独孤）社生〔A7〕（?～五一六）は洛陽遷都・姓族詳定・胡語・胡服の禁止などの漢化政策が実行に移されてから約二〇年後の五一六年（熙平元）に死去しているが、父親の劉（独孤）尼〔A6〕が四七四年（延興4）に没している点からみて、彼の生年は、最も晩くとも四七五年（延興5）でなければならず、仮りに四七五年（延興5）に生まれたとしても、四九三年（太和17）の洛陽遷都時には成人に達しており、劉（独孤）社生〔A7〕は、生年がいずれにせよ、漢族文化を受容する波を被る前に成人に到達しており、学問を学ばなかったと思われる。

(3)独孤伏留屯・有居厅系統は、既述した如く独孤俟尼〔C1〕が北魏代和平年間（四六〇～四六五）に移住した時から、独孤俟尼〔C1〕の孫独孤信〔C3〕が五二三年（正光4）に沃野鎮民破六韓拔陵が沃野鎮将を殺害したのを機に六鎮に広がった反乱を中山郡に避けるまで、約六〇年間武川鎮に定住していた。武川鎮が遷都後の洛陽とは対称的に軍事を偏重し学問を習う雰囲気でなかったことは、力が強く騎射を得意としていた武川鎮の雷紹が洛陽に公用で武川鎮から派遣された時に礼儀があでやかに行なわれているのを目睹し、帰ってから同僚に、「徒らに辺備の武を尚び、以て富貴を図るを知る。文学の身の宝なるを謂わざりき。世に生まれて学ばざれば、猶穴に處るがごとし。何れの所をか見ん。」と述懐していることから（『北史』四九本伝）、窺える。[14] 独孤信〔C3〕自身もあるいは武川鎮以外の土地で学問を学んだのかもしれないが、幼少時代を過ごした武川鎮において学問より軍事を優先する価値観を身に付け、生誕地が武川鎮か否かは不明だが、仮りに武川鎮に生まれたとしてもそこに長く居たとは考えられない長子独孤羅〔C4〕や西魏で生まれた次子の独孤善〔C4〕以下、穆〔C4〕・蔵〔C4〕・順〔C

4〕・陁〔C4〕・整〔C4〕の諸子に対してかかる価値観を鼓吹した結果、彼らが学問を学ばなかったと思われる。

(2)独孤路線系統は、北魏代四九三年（太和17）に平城から洛陽へ遷都する以前、独孤稽〔B4〕が文武両道に通じていたのが認められる。この系統は（a）劉（独孤）殊暉系統は「劉仁之、字は山静、河南洛陽の人なり。其の先は代人にして、洛に徙る。」とあり（『魏書』一八一劉仁之伝）、（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統は「河南に徙る。」とあり（『新』七一上宰相世系表一上）、（c）独孤万齢系統は「後魏の孝文の洛陽に徙るに従い、河南人と為る。」とあり（『新』七五下宰相世系表五下）、洛陽遷都後は洛陽に居住していた。独孤稽〔B4〕以後、独孤永業〔C7〕、独孤子佳〔C8〕、独孤思貞〔B11〕にみるように軍事のみを偏重することなく、学問にも目配せしていたのは、彼らが漢文化受容の中心地である洛陽に定住していたからであろう。

次に、我々がこれまで検討してきた劉（独孤）氏の学問習得状況や軍事への関わり具合を踏まえつつ、劉（独孤）氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況を章を改めて考察してみよう。

第三章　劉（独孤）氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況

本章においても、第一章及び第二章と同様に(1)劉（独孤）敦系統、(2)独孤路孤系統、(3)独孤伏留屯・有居厅系統に分けて秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況を検討してみると、最初に気がつくことは、叙上の官に就任したものは(2)独孤路孤系統に限られ、(1)劉（独孤）敦系統及び(3)独孤伏留屯・有居厅系統にはみられない。以下、(2)独孤路孤系統を第一章及び第二章と同様に、（a）劉（独孤）殊暉系統、（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統（c）独孤万齢系統の三系統に分けて考察しよう。

（a）劉（独孤）殊暉系統

この系統では、唯一劉（独孤）殊暉系統〔B3〕の曽孫劉（独孤）仁之〔B5〕が、北魏孝武帝代はじめに秘書省著作令となったのが認められるだけである。（『魏書』八一本伝）。

（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統

この系統では、秘書省官は劉（独孤）環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟の七世孫劉（独孤）藻〔B14〕が唐代に秘書郎に任官し（『旧』一七九劉崇望伝）、更に劉（独孤）藻〔B14〕の曽孫劉（独孤）岳〔B17〕が五代後梁と後唐において2度に亘り秘書監に就任したのが（『旧五代史』六八・『新五代史』五五各本伝）、見出せる。中書省官は、劉（独孤）環儁〔B7〕が北斉代に中書侍郎に就き（『旧』五八劉政会伝）、劉（独孤）環儁〔B7〕の九世孫劉（独孤）崇望〔B16〕が唐末昭宗が即位した八八八年（文徳元）に中書侍郎と同中書門下平章事を兼任し（『旧』一七九・『新』九〇各本伝）、更に劉（独孤）岳〔B17〕の子劉（独孤）温叟〔B18〕が五代後晋で知制誥、後周で中書舎人を歴任した（『宋史』二六二本伝）。

尚書省郎官就任者は、劉（独孤）仕儁〔B7〕の曽孫劉（独孤）玄象〔B10〕が主客郎中（『新』七一上宰相世系表一上）、兄劉（独孤）玄象〔B10〕の子劉（独孤）奇〔B11〕が考功員外郎（『唐尚書省郎官石柱題名考』一〇）と司封郎中（同書五）、劉（独孤）崇亀〔B16〕は礼部員外郎（『旧』一七九本伝）と兵部員外郎（同上）、八八三年（中和3）に兵部郎中（同上）、劉（独孤）崇望〔B16〕は司勲員外郎（『旧』一七九本伝）と吏部員外郎（同上）、劉（独孤）崇魯〔B16〕は八九二年（景福元）に水部員外郎（『旧』一七九本伝）、劉（独孤）温叟〔B18〕は五代後晋に主客員外郎（『宋史』二六二本伝）・刑部郎中（同上）・都官郎中（同上）、後漢で駕部郎中（同

上)、に各々任命されたのが認められる。

(b) 劉(独孤)環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟は、秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官者すべてを就いた官に関わりなく世代順に改めて整理し直すと、劉(独孤)環儁〔B7〕・劉(独孤)玄象〔B10〕・劉(独孤)奇〔11〕・劉(独孤)藻〔B14〕・劉(独孤)崇亀〔B16〕・劉(独孤)崇望〔B16〕・劉(独孤)崇魯〔B16〕・劉(独孤)岳〔B17〕・劉(独孤)温叟〔B18〕となり、北斉代から五代後晋にかけて叙上の官に就いたことが判明する。任官した時期をみると、特に唐末から五代にかけて兄弟8人が全員科挙に登第した劉(独孤)崇亀〔B16〕兄弟以後、三世代に集中しているのが目に立つ。また(b)劉(独孤)環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕の系統で叙上の官に就いたものの中には、劉(独孤)環儁〔B7〕・劉(独孤)玄象〔B10〕・劉(独孤)奇〔B11〕・劉(独孤)藻〔B14〕の如く、学問を学んだことを示す明文がないために、第一章でそれを確認し得なかった人々も含まれているが、彼らも学問を習得したからこそ、叙上のいずれかの官に就き得たのであろう。もしこの推量が当っているとすれば、第一章で学問を習っていたことが確かめられたものと本章で秘書省官・中書省官・尚書省郎官に就いたのを確認したものをあわせて考えると、以上のいずれの事柄も確認できない劉仕儁〔B7〕・劉(独孤)坦〔B8〕・劉(独孤)慎知〔B12〕・劉(独孤)裘〔B13〕を含みはするが、恐らく北斉代の劉仕儁〔B7〕の代以来、連綿と学問を学び続け、唐末劉(独孤)符の代に至ってから科挙合格者を出しはじめ、以後五代にかけて科挙合格者を秘書省官・中書省官・尚書省郎官への就任者を輩出するようになった。

(c) 独孤万齢系統

この系統では、秘書省官就任者は独孤万齢〔B3〕の十一世孫独孤郁〔B14〕が唐代八一三年(元和8)に秘書少監に任命され(『旧』一六八・『新』一六二各本伝、『朱文公昌黎先生集』二九「独孤郁墓誌銘」)、独孤万齢〔B

3〕の十二世孫独孤申叔〔B15〕が七九九年（貞元15）頃に制挙（博学鴻詞科）に受かり秘書省校書郎となり（『註釈音辯唐柳先生集』十一「独孤申叔墓碣」）、独孤霖〔B15〕が秘書監を授けられた（『新』七五下宰相世系表五下）。中書省官は、独孤永業〔B7〕が五六二年（天保元）に北斉において中書舎人に就き（『北斉書』四一・『北史』五三各本伝）、独孤郁〔B14〕が八一二年（元和7）に知制誥に任命され（『旧』一六八・『新』一六二各本伝、『朱文公昌黎先生集』二九「独孤郁墓誌銘」）、独孤霖〔B15〕が知制誥及び中書舎人に補せられた（『重修承旨学士壁記』）。

尚書省郎官は、独孤万齢〔B3〕の七世孫独孤元愷〔B10〕が唐初と思われる時期に主客・度支・吏部の三郎中を経歴し（『唐長安城郊隋唐墓』「独孤思敬墓誌銘并序」）、独孤万齢〔B3〕の九世孫独孤冊〔B12〕が戸部員外郎に就き、（『新』七五下宰相世系表五下）、更に一世代下の独孤華〔B13〕が兵部郎中を授けられ（同上）、独孤万齢〔B3〕の十一世孫独孤及〔B13〕が礼部員外郎（『新』一六二本伝・『唐文粹』五八崔祐甫「独孤及神道碑銘并序」）及び吏部員外郎（『文苑英華』九七二梁肅「独孤及行状」）に任命され、同じく独孤愼〔B13〕が司勲員外郎（『唐尚書省郎官石柱題名考』八）と右司郎中（『新』一五九鮑防伝）に叙せられ、独孤及〔B13〕の二子独孤朗〔B14〕は都官員外郎（『旧』一六八本伝・『李文公集』十四「独孤朗墓誌」）・虞部員外郎（『李文公集』十四「独孤朗墓誌」）・左司員外郎（同上）・左司郎中（同上）を歴任し、独孤郁〔B14〕は八一二年（元和7）に考功員外郎に任ぜられ（『旧』一六八本伝、八一三年（元和8）には駕部郎中に就いた（同上）。一世代下の独孤雲〔B15〕は吏部員外郎に任命され（『唐尚書省郎官石柱題名考』四）、独孤雲〔B15〕の弟独孤霖〔B15〕は司勲員外郎（『重修承旨学士壁記』）と庫部郎中（同上）に就き、独孤雲〔B15〕の子独孤損〔B16〕は戸部員外郎に叙せられた（『唐尚書省郎官石柱題名考』十二）。以上みた如く、（c）独孤万齢系統の尚書省郎官への就任者は、独孤華

〔B13〕及び独孤及〔B13〕以後、三世代から特に多く輩出した。

（c）独孤万齢系統で秘書省官・中書省官・尚書省郎官への就任を確めたものの中には、独孤元愷〔B10〕・独孤冊〔B12〕・独孤華〔B13〕・独孤恂〔B13〕・独孤霖〔B15〕・独孤損〔B16〕など学問を修めていることを示す明文がないので第一章でそれを確認し得なかったが、彼らも学問を学び叙上の官に就いたものと思われる。

（c）独孤万齢系統は、学問を修めたり秘書省官、中書省官、尚書省郎官に就いたことが確認される人々を、確認できた事項に関係なく世代順に配列すると、独孤稽〔B4〕・独孤冀〔B6〕・独孤永業〔B7〕・独孤子佳〔B8〕・独孤元愷〔B10〕・独孤思貞〔B11〕・独孤冊〔B12〕・独孤通理〔B12〕・独孤愷〔B13〕・独孤及〔B13〕・独孤丕〔B13〕・独孤万〔B13〕・独孤正〔B13〕・独孤恂〔B13〕・独孤朗〔B14〕・独孤郁〔B14〕・独孤寔〔B14〕・独孤密〔B14〕・独孤申叔〔B15〕・独孤庠〔B15〕・独孤雲〔B15〕・独孤霖〔B15〕・独孤損〔B16〕となり、叙上の官に就いたものが学問を学んでいたとすれば、（c）独孤万齢系統は北魏代の独孤稽〔B4〕以来代々学問を学び続け、北斉代に中書省官（独孤永業〔B7〕）、唐初に尚書省郎官（独孤元愷〔B10〕）を出すが、特に独孤通理〔B12〕が七一二年（太極元）に制挙に登ったのを境に、以後科挙及第者・秘書省官・中書省官・尚書省郎官への就任者を少なからず世に送るようになった。

結　語

最後に小論を締めくくる前に、劉（独孤）氏の秘書省官・中書省官・尚書省郎官への任官状況と軍事への関わりを、叙上の官への就任者のみられない、家系の上で北朝代しか辿れない(1)劉（独孤）敦系統、及び唐初までしか跡付けられない(3)独孤伏留屯・有居斤系統は措くこととして、叙上の官への任官者を出し且つ家系が宋代まで存続し

た(2)劉（独孤）路孤系統についてみてみよう。(2)劉（独孤）路孤系統は三系統に分けられるが、（a）劉（独孤）殊暉系統は北朝代までしか家系を辿ることができないので、考察の対象は残りの宋代まで跡付けられる（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統、並びに唐代末期まで追うことのできる（c）独孤万齢系統に絞ることとする。

（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統は、前に第三章で出した結論にしたがうと、北斉代の劉（独孤）環儁〔B7〕・仕儁〔B7〕兄弟以来宋代まで学問を学び続け、劉（独孤）符〔B15〕の代に至るまでに劉（独孤）玄象〔B10〕・劉（独孤）奇〔B11〕の如き尚書省郎官赴任者や劉（独孤）藻〔B14〕の如き秘書省官任官者を出し、劉（独孤）符〔B15〕が最初の科挙登第者となったのを皮切りに、数多くの科挙合格者を数世代に亘って世に送り、劉（独孤）岳〔B17〕の如き秘書省官、劉（独孤）崇望〔B16〕・劉（独孤）温叟〔B18〕の如き中書省官、劉（独孤）崇亀〔B16〕などの尚書省郎官への就任者を出した。軍事との関わりは、第二章で論じた如く北斉代以後、この系統において、劉（独孤）政会〔B9〕が隋代に鷹揚府司馬に任ぜられたことと、劉（独孤）循〔B11〕が唐代前期に金吾将軍に就いたことに見出せるのみで、全体的にみて深いものではない。軍事との関わりについて確実に言えることは、世代の上からみて劉（独孤）慎知〔B12〕以後全く見出せず、晩くとも唐後期の劉（独孤）符〔B15〕の代までには軍事に手を染めることを罷めてしまったことである。（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統は、劉（独孤）符〔B15〕の代以後、専ら学問に依って立つ家と化していたのである。

（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統は、劉（独孤）符〔B15〕の代以後秘書省官・中書省官・尚書省郎官就任者を輩出したが、皇帝に直属して詔勅の起草を掌る翰林学士に劉（独孤）崇望〔B16〕が同系統ではじめて唐末僖宗代に就いたのを皮切りに（『旧』一七九・『新』九〇各本伝）、弟の劉（独孤）崇魯〔B16〕が恐らく僖宗代に（『新』九〇本伝）、下って劉（独孤）岳〔B17〕が五代後梁末帝代九一五年（貞明元）に（『旧五代史』六八・『新

五代史』五五各本伝)、劉(独孤)温叟〔B18〕は後晋少帝代九四四年(開運元)に(『宋史』二六二本伝、『旧五代史』八二晋書少帝紀)各々就任したが、なかでも劉(独孤)崇望〔B16〕は唐昭宗代八八九年(龍紀元)に翰林学士から宰相(同中書門下平章事)に進んでおり(『旧』一七九・『新』九〇各本伝、『新』六三宰相年表下)、これらはいずれも身に付いていた学問のお蔭であろう。

劉(独孤)符〔B15〕の孫、劉(独孤)岳〔B17〕は、後世北宋の文人欧陽修から彼が編集した『書儀』が「卒に発明する所無し。但だ其の書を増損するに因るのみ。」(『新五代史』五五本伝)と辛口の批評を浴びせかけられはしたものの、同時に「儒者」と目されていた(同上)。劉(独孤)岳〔B17〕が高い教養を誇る儒者であることを自負していたことは、後唐明宗代に宰相の位にあった農家出身の馮道が入朝した折りにしばしば振り返るのをみた兵部侍郎任賛にその理由を訊かれて、劉(独孤)岳〔B17〕が田舎の儒者が農民や牧童に学問を教えるのに用いた『兎園冊』を置き忘れたからであろうと答えて馮道を愚弄し憤激を買ったエピソードから(同上)、窺える。(b)劉(独孤)環儁・仕儁系統は、晩くとも劉(独孤)岳〔B17〕の代までには自他とも儒家と認められていたのである。(b)劉(独孤)環儁・仕儁系統が最初に、そして代々学問を修めるに当っては、通婚関係・師弟関係・交友関係の上で接点を確認できないが、漢族士大夫の手を借りたことと思われる。(b)劉(独孤)環儁・仕儁系統は、劉(独孤)岳〔B17〕以後、宋代の劉(独孤)几〔B20〕まで代々学問を修めていた。この系統が「唐末五代乱れ、衣冠の旧族は多く郷里を離れ去る。或いは爵命中絶し、世系考うる所無し。惟だ劉氏のみ十二代祖北斉の中書侍郎(劉〔独孤〕)環儁自り以下、仕うる者相継ぎ、世牒具存す。」とあり(『宋史』二六二劉燁伝)、「北斉自り本朝(=宋朝)に至るまでの五百餘年、劉氏衰えず。」とある如く(『邵氏聞見録』十六)、唐・五代の士大夫の家が多く途絶える中、宋代まで家系を伝えるのに最も頼りとなったのは軍事的才能ではなく、学問の力であろう。

（c）独孤万齢系統は、第三章で論じた如く、北魏代の独孤稽〔B4〕以来、代々学問を学び、北斉代に独孤永業〔B7〕の如き中書省官就任者を出し、唐初に独孤元愷〔B10〕の如き尚書省郎官就任者を出すが、特に独孤通理〔B12〕が七一二年（大極元）に登ったのを境に、以後彼の子孫を中心に科挙合格者・秘書省官・中書省官・尚書省郎官を輩出した。軍事との関わりは、北斉代には独孤永業〔B7〕の如く実戦面で活躍したり、独孤子佳〔B8〕の如く武官に就くものがみられ、唐代に入っても武官に就任するものが少なからず見受けられたが、その大部分は前期に集中した。（c）独孤万齢系統の最後の武官は独孤通理〔B12〕の子独孤巨〔B13〕であるが、彼の兄弟には前にみた如く独孤憕〔B13〕・及〔B13〕・丕〔B13〕・万〔B13〕・正〔B13〕の学問に熱心に励んだものがおり、その一人独孤及〔B13〕は唐後期粛宗代七五七年（至徳2）から七六一年（上元2）までの間に「戸部尚書李峘奏して掌書記と為し、左金吾衛兵曹参軍を授けんとす。軍旅の事は其の好む所に非ざれば、未だ幾もあらずして初服に返る。」とある如く（『唐文粋』五八崔祐甫「独孤及神道碑銘并序」）、軍事関係の仕事に手を染めるのを忌避した。これは、（c）独孤万齢系統が軍事に関わるのを完全に罷め、独孤及〔B13〕以後専ら学問を以て身を立てるようになったことを象徴しているように思われる。

（c）独孤万齢系統の場合、北魏代の独孤冀〔B6〕から北斉代の独孤永業〔B7〕を経て独孤子佳〔B8〕まで三代に亘り学問を学んでおり親から子へ学問が授けられた可能性があるが、下って唐代前期に第二章でみた如く独孤通理〔B12〕が独孤及〔B13〕に親しく『孝経』を授けている光景に、二世代間で学問の継受が行なわれた事実が確認され、晩くとも独孤通理〔B12〕の代までには自前で学問教育を施すようになっていたと言える。

次に（c）独孤万齢系統と、他の士大夫の家との学問教育上の関係を検討してみよう。ここでは最も密接な関係と考えられる通婚関係を結んだ家を取り挙げることがする。（c）独孤万齢系統で確認できる通婚関係はすべて唐

代のものであるが、以下これを列挙してみよう。先ず独孤思敬〔B11〕（？～七〇九）の前夫人は元氏（六五一～六七七）（河南郡洛陽人）であり（『唐長安城郊隋唐墓』「独孤思敬墓誌」、同「元氏墓誌」）、継夫人は楊氏（六五六～六八七）（弘農郡華陰人）であった（同「楊氏墓誌」）。その一世代後の独孤通理〔B12〕（六八七～七四三）の夫人は長孫氏（六九五～七五八）（河南郡洛陽人）であり（『毘陵集』一〇「独孤通理霊表」）、独孤通理〔B12〕の子独孤及〔B13〕（七二五～七七七）の夫人は崔氏（博陵郡人）であり（『唐文粹』五八崔祐甫「独孤及神道碑銘并序」・『毘陵集』一二「博陵崔氏故夫人李氏墓誌銘」・同二〇「祭亡妻博陵郡君文」）、独孤及〔B13〕の子独孤朗〔B14〕（七七五～八二七）の夫人は韋氏（京兆郡人）であり（『李文公集』一四「独孤朗墓誌」）、独孤朗〔B14〕の弟独孤郁〔B14〕（七七五～八一四）の夫人は権氏（七八五～八一五）（天水郡略陽人）である（『旧』一六八・『新』一六二各本伝、『権載之文集』二六「独孤氏亡女墓誌銘并序」）。今、元来胡族（鮮卑族）であった長孫氏については詳しく論ずる余裕がないので省くとして、（c）独孤万齢系統が唐代において通婚した元氏・楊氏・崔氏・韋氏・権氏の学問習得状況をみてみよう。

元氏は言うまでもなく胡族（鮮卑族）の北魏宗室の系譜をひくが、前に私が別稿で明らかにしたように北魏孝文帝代から本格的に学問を学びはじめ、唐代まで代々それを継承しており、[19] 独孤思敬〔B11〕の前夫人元氏の父元義端・祖父元弘・曽祖父元巌の中、元巌は「書を読むを好み、章句を治めず。」とあり（『隋書』六二本伝）、学問を学んでいたのが認められる。独孤思敬〔B11〕の継夫人楊氏の父楊守愚・祖父楊纂の中、楊纂は「略（ほぼ）経史を渉り、尤も時務に明るし。少くして琅邪の顔師古・燉煌の令孤徳棻と友善たり。大業中、進士に挙げられ、朔方郡司法書佐を授けらる。」とあり（『旧』七七本伝）、楊守愚の兄楊守拙は唐代に尚書省郎官の考功郎中（『新』七一下宰相世系表一下、『唐尚書省郎官石柱題名考』九）、同じく楊若訥は倉部郎中（『新』七一下宰相世系表一下、『唐尚書省

郎官石柱題名考』一七）と祠部員外郎（『唐尚書省郎官石柱題名考』二二）に各々就いており、いずれも学問を学んでいたとみられる。独孤及〔B13〕の妻崔氏は父・祖父ともに不明であるが、その一族には進士に登った崔祐甫をはじめ（『旧』九九・『新』一四一各本伝）、学問を修めたものが数多くみられる。独孤及〔B13〕の子独孤朗〔B14〕の夫人韋氏は、父韋貞伯・祖父韋逢・曾祖父韋済・高祖父韋嗣立、及び韋嗣立の兄韋承慶の中韋済が「早く辞翰を以て聞こゆ。（略）『先徳詩』を製り、祖・父の行いを述べ、辞致高雅なり。」とあり（『旧』八八本伝）、韋嗣立が「少くして進士に挙げらる。」とあり（『旧』八八本伝）、韋承慶が「弱冠にして進士に挙げられ、雍王府参軍に補せらる。府中の文翰は、皆（韋）承慶より出づ。辞藻の美は、一時を擅にす。」とあり（『旧』八八本伝）、その家には学問を修めた人々が見出せる。独孤朗〔B14〕の弟独孤郁〔B14〕の夫人権氏は、父が権徳輿、兄弟が権璩、祖父が権皐、曾祖父が権倕、高祖父が権無待であるが、権徳輿は「生まれて四歳にして能く文を属る。七歳にして父の喪に居て、孝を以て聞こゆ。十五にして文数百篇を為し、編んで『童蒙集』十巻を為し、名声日々に大なり。」（『旧』一四八本伝）、「其の文は雅正にして弘博たり。王侯、将相洎び当時の名人の薨歿するや、銘記を以て請を為す者、什の八九なり。時に以て宗匠と為す。尤も書を読むを嗜み、寸景も暫く倦む無し、文集五十巻有り、代に行わる。」（同上）とあるが如く、学問に幼時より終始励みその文章は世に歓迎された人物である。彼女の兄弟権璩は、「元和初め、進士に擢かる。」とあり、（『新』一六五本伝）、祖父権皐も「少くして進士を以て貝州臨清尉に補せらる。」とある如く（『旧』一四八本伝）、いずれも科挙に及第し、更に高祖権無待は弟の権若訥・権同光とともに「（権若訥）弱冠にして伯氏（権）無待、叔氏（権）同光と同に太学に遊び連りに上第に登る。」とある如く（『権載之文集』三四「梓州刺史権公文集序」）、3人揃って科挙に合格した。

以上検討した如く、（c）独孤万齢系統と通婚した元氏・楊氏・崔氏・韋氏・権氏は、いずれも学問を修め、人

材を出した家である。独孤氏が以上の通婚相手の家から学問を学んだという事実は直接確認できないが、少なくとも唐代において学問を修めていた以上の家と通婚していた以上、漢族士大夫間でみられたのと同様に、いつでも子弟への学問教育において以上の五氏から援助を受け得る可能性を持っていたと言えよう。[116]（c）独孤万齢系統は、漢族士大夫の学問教育の輪の中に、組み込まれていたのである。

（c）独孤万齢系統は以上述べた如く漢族士大夫から学問教育上の援助を受け得る立場にあったが、事実の上では逆に、独孤及〔B13〕が唐後期代宗代から徳宗代にかけて科挙に及第したり学術方面で活躍した漢族士大夫の梁肅・高参・崔元翰・陳京・唐次[117]から「（独孤）及喜んで後進を鑒抜す。梁肅・高参・崔元翰・陳京・唐次・斉抗の如きは、皆之に師事す。」とある如く（『新』一六二本伝）、師事を受けており、その学問は旧来の漢族士大夫から認められていた。独孤及〔B13〕の子独孤郁〔B14〕が権氏を妻に娶ったのは、「（独孤郁）進士の第に擢かる。尤も権徳輿の称うる所と為り、女を以て之に妻わす。」とある如く（『新』一六二本伝）、その学問が権徳輿に認められたからに他ならない。かかる独孤及〔B13〕・独孤郁〔B14〕父子の姿から、漢族士大夫とともに対等に学問を共有していたことが看取される。

独孤及〔B13〕は七五五年（天宝14）に起きた安史の乱に遭遇したが、その際「俄かに属々中原兵乱し、地を越に避く。」とある如く（『唐文粹』五八崔祐甫「独孤及神道碑銘并序」）、積極的に剣を以て戦うことなく華陰県から南に逃れた。そこには嘗て軍馬に乗り、華北平原を疾駆した先祖の武人としての気風は、片鱗すら認められない。（c）独孤万齢系統は特に独孤通理〔B12〕の代以後、秘書省官・中書省官・尚書省郎官就任者を多く出すが、独孤郁〔B9〕が八一〇年（元和5）と八一三年（元和8）の二度に亘り翰林学士に就き（『旧』一六八・『新』一六二各本伝）、独孤霖〔B15〕も同じく翰林学士に任ぜられた（『重修承旨学士壁記』）。更に尚書省郎官の戸部員外郎

に就いた経験のある独孤損〔B16〕は唐末昭宗代九〇三年（天復3）に宰相（同中書門下平章事）に昇った（『旧』二〇上・『新』一〇各昭宗本紀）。これは、彼らが軍事的能力により得たのではなく、学問を知っていたことにより得られた結果なのであろう。

以上(2)独孤路孤系統の（b）劉（独孤）環儁・仕儁兄弟系統と（c）独孤万齢系統を考察した如く、劉（独孤）氏は唐後期には北朝時代において振った軍事的能力に依って身を立てるのではなく、学問により官界に立つよう転身していたのである。かかる転身は推定の域を出ないが、恐らく安史の乱まで国内が平和が続いた唐前期に成し遂げたと思われる。いずれにせよ、劉（独孤）氏は唐後期には学問によって官界にしっかりを根を下ろし、唐末には宰相を出すに至った。そこには、旧来の漢族士大夫と寸分も違うことなく、士大夫群・官僚群の一翼を担っている姿を見出すのみで、恐らく当時の漢族の人々にとり、劉（独孤）氏が嘗て胡族（鮮卑族）であった事実は僅かに史乗において確かめられるだけで、日常意識に昇ることすらなかったにちがいない。

注

(1) 以下、序の論旨は小論「北朝時代の武人官僚問題」(『史林』七六－一　一九九三年) 参照。

(2) ①「元氏研究－北朝隋唐時代における鮮卑族の文人士大夫化の一軌跡」(京都大学人文科学研究所刊『中国中世の文物』　一九九三年) 参照。

②「陸氏研究」(京都大学出版会刊『中国中世史研究　続編』　未刊) 参照。

(3) (2)①論文参照。

(4) 以下〔A　〕は、劉(独孤) 敦を起点〔A0〕として数えた世代数である。

(5) 以下〔B　〕は、独孤路孤を起点〔B0〕として数えた世代数である。

(6) 劉(独孤) 環萬〔B7〕は、『旧唐書』五八劉政会伝にも名と就いた官がみえる。

(7) 『新』七一上宰相世系表一上では、劉(独孤) 全成〔B13〕は劉全誠と表記され、劉(独孤) 超〔B12〕の子となっており、劉(独孤) 方平〔B13〕は劉(独孤) 徴〔B12〕の子となっている。

(8) 『唐長安城郊隋唐墓』文物出版社　一九八〇年

(9) 徐松『登科記考』五景雲三年 (七一二) (景雲三年は太極元年と同年) の条、文可以経邦科の合格者は、独孤楷となっているが、独孤楷の父、祖父は『新』七五下宰相世系表五下によると、各々独孤文恵・独孤叔徳であるけれども、『登科記考』五に引かれてある独孤及「贈秋書監河南独孤公霊表」(『毘陵集』一〇) に (独孤) 某と諱が表記されている登第者の父・祖父は各々独孤思陳・独孤元慶となっており、『新』七五下宰相世系表五下と照らし合わせると、独孤思陳が独孤思陳となって字句に若干の異同があるが、独孤思陳の子独孤通理であることに誤りないであろう。

(10) 独孤丕〔B13〕と独孤万〔B13〕の生卒年について、『毘陵集』一〇「独孤丕墓誌」によると、独孤丕〔B13〕は独孤通理〔B12〕の第五子で、七六〇年 (乾元3) に二三才で死没したことになっており、これから考えるに、生年は七三八年 (開元26) となる。他方、『毘陵集』一〇「独孤万墓誌」によると、独孤万〔B13〕は独孤通理〔B12〕の第六子で、独孤丕〔B13〕の弟であり、七六〇年 (乾元3) に二九才で死去したことになっており、これに基づくと、生年は七三一年 (開元19) となる。これでは弟が兄より先に生まれたことになり、辻褄が合わない。独孤丕〔B13〕の享年は、三二才の誤りの可能性があるが、今のところ確認する手だてがないので、原文に従って生卒年を示しておく。

(11) 『文苑英華』九六〇梁肅「独孤正墓誌銘」によると、独孤正〔B13〕は独孤通理〔B12〕の少子で独孤及〔B13〕の弟であり、七七六年（大暦11）に四六才で世を去っており、生年は七三一年（開元19）となるが、これでは兄の独孤丕〔B13〕（七三八～七六〇）はもとより同じくその下の兄独孤万〔B13〕（七三二～七六〇）よりも早く生まれたことになり、理屈に合わない。これも独孤丕〔B13〕同様、現在確かめられないので、このままにしておく。

(12) 以下、〔C　〕は独孤有居斤を起点〔C0〕として数えた世代数である。

(13) 周一良「領民酋長與六州都督」（『歴史語言研究所集刊』二〇、のち『魏晋南北朝史論集』所収、中華書局、一九六三年）及び厳耕望『中国地方行政制度史　上編　四』（中央研究院歴史語言研究所、一九六三年）八四八頁参照。

(14) この点については、(1)論文においても論じた。

(15) (2)①論文参照。

(16) 小論「北朝隋唐時代における漢族士大夫の教育構造」（『東洋史研究』四九－三　一九九〇年）

(17) 高参以外については、以下の通りである。

○梁肅『新』二〇二本伝「建中初、中文辞清麗科、擢太子校書郎。」

○崔元翰『旧』一三七本伝「進士擢第、登博学宏詞科。又応賢良方正・直書極諫科。三挙皆升第。」

○陳京『新』二〇〇本伝「（陳）京善文辞、常衮称之、妻以兄子、擢進十一第、遷累太常博士。」

○唐次『旧』一九〇下本伝「建中初、進士擢第。」

○斉抗『旧』一三六本伝「明閑吏事、敏於文学。」

（補注1）『旧』一六八独孤朗伝では独孤朗が独孤郁の弟となっているが、『新』七五下宰相世系表五下及び『李文公集』一四「独孤朗墓誌」では独孤朗は独孤郁の兄となっており、今後の二書に従う。

本系図は、(1)劉（独孤）敦系統は『魏書』三〇劉尼伝・同三〇劉社生伝、(2)独孤路孤系統は、（a）劉（独孤）殊暉系統が『魏書』八三上劉殊暉伝・同八三上劉求引伝・同八三上劉爾頭伝・『北史』二〇劉仁之伝、（b）劉（独孤）環雋・仕雋兄弟系統は『新』七一上宰相世系表一上・『旧五代史』六八劉岳伝・『新五代史』五五同伝・『宋史』二六二劉温叟伝・同二六二劉炤伝・同二六二劉燁伝・同二六二劉几伝・『邵氏聞見録』一六、（c）独孤万齢系統は『新』七五下宰相世系表五下、(3)独孤伏留屯系統は『周書』一六独孤信伝・『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第八冊（中州古籍出版社　一九八九年）所収の「独孤信墓誌」・『隋書』七九独孤羅伝を各々参照し、作成した。左側の数字は、0の世代を起点に数えた世代数である。通婚関係は行論に必要なものだけにとどめ、典拠は、本文中に記したのでここでは注記しない。

劉（独孤）氏系図

(1) 劉（独孤）敦系統

0 敦
1 □
2 婁
3 尼
4 社 生

(2) 独孤路孤系統

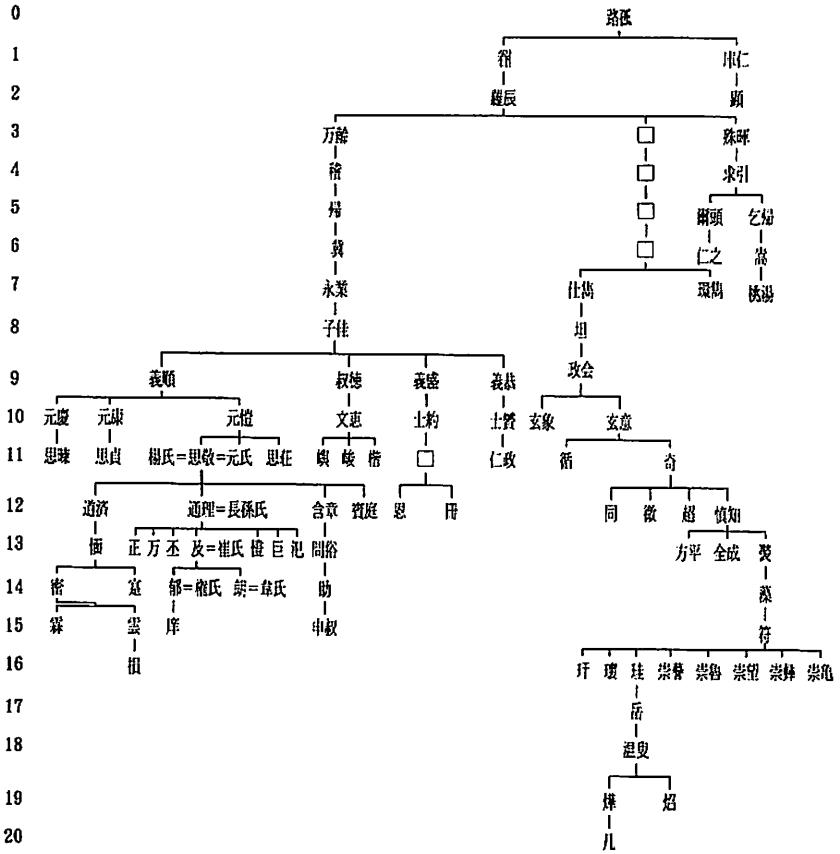
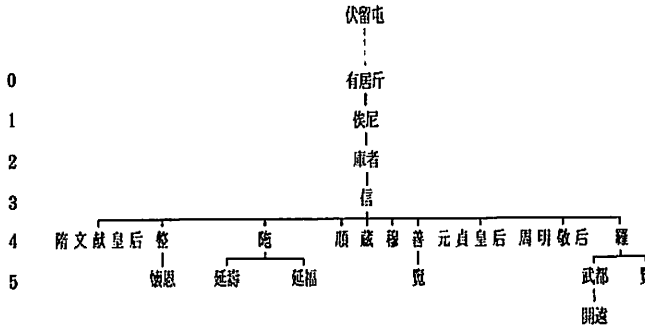
(3)独孤伏留屯・有居厅系統